

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十一号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する

条例

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三条第一項」の下に「の規定による議員報酬、同条第二項その他の法令の規定による費用弁償及び同条第三項の規定による期末手当、法第二百三条の第二項」を加え、「同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の規定による期末手当」を削る。

第二条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「報酬」を「議員報酬、報酬」に改め、同項第一号中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第四条第一項及び第二項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第五項及び第六項中「報酬」を「議員報酬、報酬」に改める。

別表第二中

報酬月額	を	議員報酬月額 又は報酬月額	に改める。
------	---	------------------	-------

(特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成十八年広島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(広島県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第三条 広島県特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年広島県条例第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「議員の報酬」を「議員の議員報酬」に改め、同条第二項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第四条 議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、特別職の職員等の給与の特例に関する条例、広島県特別職報酬等審議会条例及び議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

(報酬等の内払)

2 第一条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、平成二十年九月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬又は費用弁償は、第一条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定による議員報酬若しくは報酬又は費用弁償の内払とみなす。